

桑名市権利擁護研究会開催趣旨

私たち地方自治体、地方独立行政法人、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の公的機関に属する「行政社会福祉士」は、日頃からあらゆる困難事例に対応し、制度と制度の狭間で苦しむ住民に対するセーフティネット機能を果たしています。

この機能は公権力の行使と密接に関係し、営利と結びつきにくい特性もあり、民間事業所では担うことが難しい公的機関の独自の役割です。しかし、そこに苦しむ住民がいる以上、「行政社会福祉士」は困難事例を早期に効率的に解決する必要があります。

「行政社会福祉士」には、政策立案、事業運営をはじめとした日常の業務も多く、多忙ではありますが、最も大切な仕事は、やはり専門知識と技術を活用したセーフティネット機能の実践だと考えます。私たち「行政社会福祉士」の時間や力量の不足を理由として尊厳を守られない住民があってはならないのです。

私たち「行政社会福祉士」の役割は、生命保険に例えると、保険事故が生じて保険金を請求する人はわずかであっても、セーフティネット機能が有効にはたらいっていることを示すことで、多くの住民に安心を提供できるのだと考えています。

困難事例は複雑な要因が複数絡み合って発生していることがほとんどで、支援者にとって、その対応は通常の事例と比べ、支援と解決に多くの時間と労力を要します。虐待、成年後見制度、制度をまたいでの支援、経済的困窮など要因は非常に多く、対処には多くの壁が立ちはだかります。それ故に、困難事例であればこそ、より明確かつ単純に整理する必要があるのです。

私は困難事例の「見える化」と、そこから導き出される早期解決と発生予防こそが、解決への重要な糸口になると考えています。このように、「行政社会福祉士」が困難事例に適切かつ迅速に対処する能力を保有することは、非常に重要なのです。

そこで、桑名市ではこの度、桑名市権利擁護研究会を発足させ、困難事例に対して適切に対応できる専門知識と技術の質的向上を目指し、もって桑名市全体の福祉推進につなげたいと考えています。

平成 27 年 3 月 4 日

桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課中央地域包括支援センター
社会福祉士・精神保健福祉士 西村 健二